

保護者の皆様

昭島市立富士見丘小学校
校長 稲垣 達也

令和3年度3月の教育活動について

～ 教育活動を持続するために ～ 感染防止策の強化方針

初春の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

2月4日付「[すべての命を守るために、ご家庭における感染症対策強化期間設定](#)」でもお伝えした通り、オミクロン株は、鼻や喉、いわゆる上気道の炎症を引き起こしやすく、喉の痛み、咳、鼻水などの症状が多く、風邪のような症状、下痢、嘔吐などの症状もみられるということです。最近では、**腹痛や下痢、嘔吐など、内臓系の症状が急増**しているようです。市内の感染状況も高止まりで、乳幼児・児童の感染は増加傾向です。軽微な症状でも油断することなく、ご家庭においても対策の徹底をお願い申し上げます。

本校においても、下記の通り感染防止対策を緩めることなく堅持するとともに、教育委員会の方針に基づいた教育活動の制限等を遵守して参ります。

記

1 すべての命を守るために（ご家庭へのお願い）

令和2年初頭に新型コロナウイルス感染症が国内で発生して以降、本校においては、2年間に及ぶ及ぶ長期間に渡り、学校内における安全・安心が保たれています。これはひとえに、皆様の「すべての命を守る」という気概の賜物と深く感謝申し上げます。

学校におきましては、裏面「2 今後の教育活動について」の通り、一層の感染防止に全力を尽くします。ご家庭におきましても、これまでの感染防止の徹底をあらためてお願い申し上げます。

(1) 自分の命を守る（自分が感染しない）ために **ご家庭でも！**

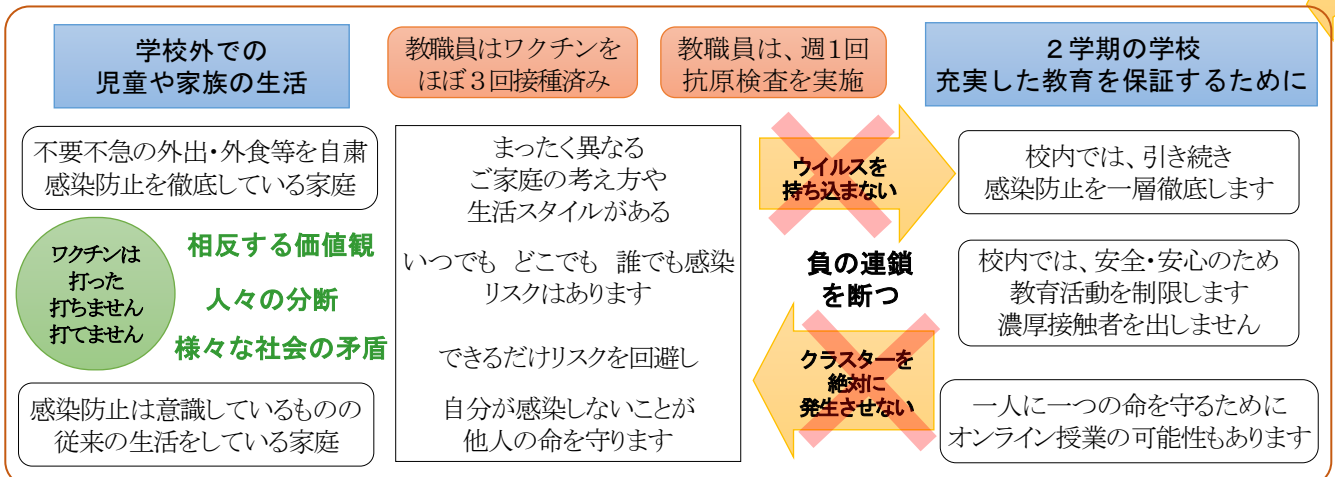
- マスク着用（**不織布を推奨**）、3密回避、手洗い、うがい、手指消毒、黙食、換気の徹底。
- 家庭内でも30分に1回以上の十分な換気、手が触れる場所等の消毒、タオル等を共用しない。
- 外出は少人数で、混雑している場所や時間を避け、マスクの着用など感染防止対策を徹底する。

(2) すべての命を守る（感染させない）ために **ご家庭でも！**

- 毎朝の健康観察と検温の徹底。健康観察表への記入。記入がない場合は、登校できません。
- 児童や同居のご家族に、咳、発熱、息苦しさ、**腹痛など**、何らかの体調不良がある場合は、登校できません。自宅で療養し、適宜、受診してください。
- 発熱がなく軽微な症状でも油断せず、医療機関を受診、ご家庭で安静に過ごしてください。
- 前日に児童・同居家族に発熱等があった場合は、**翌日も登校できません**。
- 児童や同居のご家族が、感染、濃厚接触（疑いを含む）、PCR検査等の検査を受ける場合は、直ちに学校の報告の上、結果が判明するまでの間は登校できません（出席停止）。
- ※ 児童やご家族や利用する施設・園等において感染症が発生した場合に、正確な情報が伝えられない等、**感染や濃厚接触の可能性がぬぐえない場合、その間は登校できません**。
- いずれの場合も、必ず学校にご連絡願います。
- 登校を再開する際には、「登校届」（昭島市教育委員会様式）を提出してください。

(3) 教育活動の継続と児童の学びを保証するため

- 校内にウイルスを持ち込まない（不安な場合は登校・出勤しない）ことが最重要。
- しかしながら、感染しても無症状のケースも多く、上記(1)(2)の徹底が肝心です。



2 3月の教育活動について（すべての命を最優先するために）

（1）教育活動の方針について

- 学校の教育活動は、感染防止対策を一層強化・徹底しながら可能な限り継続します。
- 感染状況により、様々な形態（対面授業とオンライン授業、ハイブリット授業等）を工夫しながら、教育活動の継続と学びを保証することを前提に、安全・安心な授業を展開します。
ICT活用の詳細については、[学校ホームページ（富士見丘小のGIGAスクール構想）](#)をご覧ください。
- ただし、複数の児童等が感染した場合、文科省ガイドラインに沿って学級閉鎖等を速やかに実施します。

（2）校内の感染症対策の強化・徹底 マスク着用・ハンカチを忘れずに！

- 登校時 8時前の登校厳禁。教室で、健康観察表のチェックと健康観察を徹底。
- 登校時や休み時間後等 教室に入る前に（ランドセルのまま）石鹸による手洗い・**うがいの徹底**。
- 出席停止・受診 わずかでも感染の可能性や不安がある場合は、登校せずに受診を徹底。
ワクチン接種や接種後の副反応等により登校できない場合は、出席停止扱い。
- 給食 三密を避けるため、4・6年生の給食は、2教室に分けて実施。

（3）日常の教育活動及び学校行事等について

感染防止対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高い活動は実施しない。

今回、多くの変更があります

- ① グループ活動や話し合い活動等は、近距離で対面にならない席の位置や飛沫がかからない工夫をした上で、声の大きさや相手との距離（1m以上）、話し合いの時間（15分以内）を制限する。
- ② 歌唱やリコーダー等を用いる活動は、屋外や広い場所で換気を十分に行い、活動する児童の前に他の児童が位置しないよう、前後2m以上、左右1m以上確保するとともに、窓や壁に向かって間隔を空けた横1列の隊形や外向きの半円の隊形とする。歌唱の際は、原則マスクを着用する。
- ③ 調理実習、児童が密集する運動、近距離で組み合ったり接触したりする運動は実施しない。
- ④ 全校児童や異学年の児童が一堂に集まる活動は避け、学年ごとの取組や、放送・録画等で行うよう工夫する。異学年のかかわりが必要な場合には、対象学年を最小限にし、換気の行き届いた場所で短時間の実施にする。
- ⑤ 運動時もマスクを着用する。活動量・内容・時間・場所等を変更するなど、熱中症予防対策を徹底するとともに、水分・塩分の補給や休憩を励行し、適切に対策を講じる。
- ⑥ 保護者会等は、書面開催またはオンラインを活用した実施を基本とする。対面での実施が必要な場合には、広い室内で、換気、少人数、十分な間隔、マスク着用、健康観察、短時間での実施など、感染防止対策を徹底する。公開授業は中止とし、オンライン等により実施する。
- ⑦ きこえとことばの教室の通級指導は、オンライン指導とする。

（4）児童への個別の配慮について

- 児童の小さな変化を見逃さないようにし、特に配慮が必要な児童に対しては個別に対応します。
- 感染予防や感染不安により登校できない児童については、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応します。

（5）教職員等の健康管理の徹底について ※ 不要不急の外出、家族以外との会食等は、行わない

- ① 毎朝検温、健康チェックを行い、毎日記録するとともに、勤務時間内外も感染症予防策を徹底する。
- ② **週1回、抗原検査を実施**し、管理職に報告するとともに、陽性判定の場合は、出勤を停止し、受診する。
- ③ 会話や会議でも不織布マスクを必ず着用し、昼食や休憩時間も大人数、大声、至近距離での会話をしない。
- ④ 大人数での喫食は避け、マスクは喫食直前に外し、黙食を行う。喫食後は速やかにマスクを着用する。
- ⑤ 必要不可欠な外出でも、少人数で混雑する場所や時間を避けるなど、感染防止対策を徹底する。
- ⑥ 発熱等の風邪の症状がある場合や家族等が体調不良の場合には、自宅待機とする。

3 卒業式について

この項は、前回から変更なし

〈会場環境〉

- ① 窓は常時開放し、常時換気とする。
- ② 児童同士、保護者同士等の間隔を1～2m程度、空ける。
- ③ 会場入口に、手指消毒用のアルコール等を用意し、消毒する。
- ④ 入場者は、体温・体調等を記録したカードを提出するとともに、受付時にも検温する。
- ⑤ 式は長くとも、およそ60分程度とする。

〈参加者〉

- ① 卒業生（6年生全員）、在校生（5年生全員）、教職員、保護者、来賓とする。
- ② 保護者等の出席は、1家庭2名（1家庭2座席限定）までとする。
ただし、乳幼児等で事情がある場合には、校長が出席を認めることができる。
- ③ 式に参加する者は、全員マスク着用を徹底する。
- ④ 来賓は、市長と教育委員会のみとし、祝辞及び告辞を読み上げる。
市長が出席しない場合は、市長メッセージの読み上げは実施せず、事前配布する。

〈式の内容〉

- ① 飛沫の拡散防止を徹底するため、歌唱は行わない。
国歌・校歌は、歌唱入りの録音を会場全体に聞こえるように再生する。
- ② 卒業証書授与は、短時間で行う。
卒業生が壇上で、一人一人、決意の言葉を述べた後マスクを外し、証書を受け取る。
- ③ 卒業生代表・在校生代表の言葉は、短時間で行う。
卒業生・在校生の合唱や合奏は行わず、事前に録音や録画したものを再生する。
- ④ 呼びかけ（門出の言葉）は行わない。
- ⑤ 祝電披露は、名前だけの紹介に留める。

〈その他〉

- ① 集合写真は、児童・保護者とし、撮影時にマスクを外す（発話はしない）。
- ② 門出送りは、密にならないように工夫して実施する。
- ③ 修了式や入学式においても、卒業式の取り組み方に準じる。
- ④ 保護者等の参加に当たっては、事前に検温・健康チェックをするようにお知らせする。